

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和4年9月21日  
第4日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和4年 第3回世羅町議会定例会 (第4号)

令和4年9月21日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |      |          |                                      |
|------|----------|--------------------------------------|
| 第 1  | 議案第 38 号 | 広島県水道広域連合企業団の設立について                  |
| 第 2  | 議案第 58 号 | 令和4年度世羅町一般会計補正予算(第5号)                |
| 第 3  | 議案第 42 号 | 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 4  | 議案第 43 号 | 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 5  | 議案第 44 号 | 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 6  | 議案第 45 号 | 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 第 7  | 議案第 46 号 | 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 8  | 議案第 47 号 | 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 9  | 議案第 48 号 | 令和3年度世羅町上水道事業会計決算認定について              |
| 第 10 | 議案第 49 号 | 令和3年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について            |
| 第 11 | 陳情第 4 号  | 上安田地区 町道の早期改良について                    |
| 第 12 | 陳情第 5 号  | 悪臭公害解消に関する嘆願書                        |
| 第 13 | 陳情第 6 号  | 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書 |
| 第 14 | 発委第 2 号  | 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出について    |

第 15	総務文教常任委員会報告
第 16	産業建設常任委員会報告
第 17	議会改革調査特別委員会調査中間報告
第 18	光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告
第 19	デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第38号 広島県水道広域連合企業団の設立について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） おはようございます。これより説明いたします。議案第38号 広島県水道広域連合企業団の設立についてにつきましては、9月7日の本会議へ提案予定でございましたが、議案の内容に修正が生じたため、内容修正した議案について本日ご提案するものでございます。

このことから議案のページ数につきましては、当初配布のページ数を記載しておりますので、ご了承ください。

それでは、説明をいたします。議案記載の8ページをお開きください。

議案第38号

広島県水道広域連合企業団の設立について

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町における、広島県水道広域連合企業団の設立に関する広島県水道広域連合企業団規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、当該関係団体と協議するに当たり、同法第291条の11の規定により、町議会の議決を求める。

令和4年9月21日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

水道事業の経営に関する事務、水道用水供給事業の経営に関する事務及び工業用水道事業の経営に関する事務を処理するため、広島県水道広域連合企業団を設立することに伴い、同企業団規約を制定することについて、関係団体との協議のため、町議会の議決を求める。

加えてご説明いたします。

現在各市町・県で水道事業を運営しておりますが、各自治体とも人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、また知識と経験を有する職員の退職など、現在の運営単位では対処困難な課題を抱えている状況があります。

この課題を克服するため、広島県及び県内 14 市町が共同で水道事業を行う水道広域連合企業団を設立し、経営統合による経営基盤の強化や、スケールメリットによるコスト縮減等を図り、将来にわたって、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムの構築を目指すものでございます。

議案第 38 号につきましては、水道広域連合企業団設立に関し、参画する各自治体での企業団規約の議決が必要であることから、本日ご提案するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。負担について、共同事務処理をするという経費と合せてそれぞれのこれまでの自治体ごとの事業運営等にかかる経費について事務の経費、何条ですか、20 条で事務の経費について 10 分の 10 という定めになっておるわけですが、それぞれの自治体によって事業の実態が違うと思うんですが。そういうなかで設備投資というか、そういう費用が必要になった場合に、企業団としてはどのようにその辺の対応をしていくのか。一般的な事務を共同して処理するというのとはちょっと違うんじゃないかと思うんですが、その点について、この企業団の運営というんですか、そこら辺についてもう少し

お尋ねします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えします。企業団に参画することによって構成団体での負担、また企業団での費用負担がどうなるかというご質疑だったというふうに捉えさせていただきます。

まず先程も説明をいたしましたように、企業団設立後におきましての水道事業、各構成団体での水道事業につきましては、それぞれの構成団体ごとでこれまでやってきた水道事業を継続して行うということになります。したがって、会計をひとつにするということではなく、それぞれの構成団体での水道事業会計によりましてこれまで同様に水道事業を行っていくということになります。

先程議員のほうからございました統合することによっての企業団でのかかわりということですが、大まかなシステムとか、そういったものについては今後時間をかけながら早い段階で統合とか統一とかいうふうなことになっていくというふうに考えておりますが、当面は現在の事務を行っていくと思えます。今後の建設改良等にかかる費用等の支出につきましては、これまで同様に世羅町の水を作り、世羅町の方へ供給していくという事業を継続していくということになりますので、その建設改良等にかかる費用等につきましては構成団体である町のこれまで同様に一般会計からの繰出金、繰入金というふうな形で事業運営を行っていくというふうになるものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。そういうことになると、どういうんですか、この企業団が責任を持つ範囲が事務処理というか、そういうようなところを重点に行われるのかなと受け止めたんですが、効率的にひとつの団体として事務処理をすれば経費が削減されるというのはわかるんですが、これまでの水道を、各自治体ごとに運営しておったものと、企業団によるメリットというんですかね、そういうものがどのようなメリットがあるのか。

それからそれぞれの自治体で先程課長が説明されたように、過疎化が進んで

使用水量が減ってくるということは、当然水道料金をこれまでと同じような料金では運営ができないということになってくると思うんですよ。そうした場合、料金の問題についてどのようになるのか。これらについてお尋ねします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは参画することのメリット、それから今後の水道料金の動向についてのご質疑についてお答えをさせていただきます。

まず広域化をするメリットといたしましては、コスト削減というものが見込まれるところでございます。この広域連合に参画して管路の更新、また耐震化等の事業を進めることにつきましては、国からの交付金を充当して事業を実施するということとなります。参画しない場合での単独でのそういった事業実施につきましてそういった交付金の措置がございませんので、財政的なメリットというのはまず1点あるということでございます。

それからこの後のご質疑の内容と重なると思うんですが、やはり議員先程おっしゃられましたように、給水人口が今後減っていくというふうな見込みの中での想定等しているところでございますが、そうなりますと水道料金を上げるというふうなことも考えていくということも必要になってくると思います。

現在、世羅町での水道ビジョンにおきましても水道料金を上げるというふうな、そういった考え方を示しているところでございますが、この企業団に参画することによりまして、現在の改定の見通しでございますが、単独経営で行っていた場合は10年後の令和14年度には供給単価でございますが、これは。現在は207円で供給しているものを、249円で供給することになるという見通しが立っております。これが企業団に参画することによりまして、207円の供給単価を維持できるという、そういった見通しを立てているところでございます。したがって、2つ目のメリットといたしましては、水道料金の抑制というふうなことが考えられるということでございます。併せまして維持管理、また施設管理等に関することにつきまして、DXの推進とか、そういったものにおきましてデジタルの活用をすることによりまして、単町では導入がなかなか費用的な部分で導入がむずかしいものにつきましても、広域化をすることによってそういったスケールの大きい取組みの中でそういった導入も可能になっ

てくるというふうなことで、こういったことを早期に取り組むことによって維持経費の縮減につながっていくということもメリットであるというふうに考えております。

先程前段でご説明をいたしました、世羅町での統合による概算の効果額でございますが、約 27 億円の経費等、そういったものが少なくて済むという、そういった見込みも立っておりますので、やはり料金、また財政的な部分でも統合することによって大きなメリットがあるというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 38 号 広島県水道広域連合企業団の設立については原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 58 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 58 号

令和 4 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）

令和4年度世羅町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月21日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ31,359千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,045,394千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金31,359千円を増額し、歳出は、衛生費31,359千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。今度新しい型のウイルスに効くということだろうかと思うんですが、これらの接種の時期ですね、どのような計画を持っておられるのか。3回目ですかね、接種して5か月とかいうようなことになると、現状がどのような接種状況になっとなるか把握しておりませんが、大まかでいいんですが、いつ頃接種を始めて、対象者はどういう人を対象にされようとしているのか。大まかな人数というんですかね、接種対象をお尋ねをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まずオミクロン株対応ワクチンの今後の予定でございます。まずオミクロン株対応ワクチンの供給が、9月末、下旬に供給をされる見込みでございます。そのため現在は従来のワクチン接種を9月末まで接種のほう進めておりますが、医療機関の接種可能な日程調整などからオミクロン株対応ワクチンの接種は10月3日の月曜日から個別接種で開始を予定をしております。この予約受付のほうは来週中、日程のほうは現在調整中ですが、予約可能となるように準備をしております。

まずは現在接種券をお持ちの方、4回目の接種券をお持ちの方で、まだ接種をされていない方が対象となります。その方々が予約が可能になった時点でご予約がいただけます。4回目の接種券をまだお持ちでない方には10月中に接種券を送付をいたします。届き次第ご予約をいただけるように考えております。

対象者でございますが、まずは4回目接種、3回目を接種された12歳以上の方すべてが対象となります。その後、初回接種を終了した、1回目、2回目を終了した12歳以上の方すべてが対象になりますので、順次接種券のほうを発送してまいりますので対象者としては初回接種、1回目、2回目の接種が終了している12,896の方が対象となります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 十分にワクチンの常識は把握しておりませんが、これまでのワクチンよりも新しい型のB A. 5ですかね、あれに効果が高いということだろうというように思うんですが、新しい、今、流行しておるものより更に新しいものが出てくる可能性もあるわけなんです、それは別としてもですね、ワクチンによって熱が出たとかいろんなあれで、打ちたくないという人も一部おられるようなので、そこら辺は十分な理解を得て進めるということになるんだと思うんですが、今の状況から言うと、かなり7波の多い人数のときのことを思えばね、減少はしておりますが、急激に下がっていくという感じもないんで、そういう点では引き続きいろんな対策をしながら、ワクチンも打つということになるんだと思うんですが、先程来の説明では13,000人余りの人という、対象の人が何割になるんか知りませんが、接種率がある程度進まないとかワクチンの十分な効果が出ないんじゃないかという、素人の考えですが。そこら辺も多額の一般財源ではありませんがね、国費を使ってやるわけですから、そこら辺の周知もきちんとしていただいて、4回目を打っておられない人云々ということもちょっと言われましたが、そこは接種券がまちがいがいがないように対象者に届いていけば大丈夫かもしれませんが、やはり基本的にはお年寄りの人とか、低年齢というんですか、若い人がかなり陽性になれる例があるわけですし、そうなると家庭の中で子どもから親に感染するということもある

んじゃないかと思うので、これまでと変わらんとと言えば変わらんのですがね、またかというような感じもあるんじゃないかと思うんで、そうした点では新しい気持ちでですね、接種が進むような取組みが必要ではないかと思うんですが、これらについてのお考えをお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず感染者数、こちらについては、7月中旬から増加傾向となり、8月がかなり大きく増加をいたしました。9月に入り、若干落ち着きつつあったんですが、また現在、10歳未満であるとか、10代の方の感染が多くなっており、そこから家庭内感染へとつながっているのではないかという状況に現在、あります。学校においても学級閉鎖などで対応が随時対応されているところでございます。

ワクチンの接種率につきましても年齢が低いほど低く、感染リスクの低減と重症化予防のためには、この未接種、これまでまだ接種をされていない方、3回目、4回目を接種されていない方が、早期に接種を検討いただけるように、正しい情報の提供、副反応の出現の仕方であるとか、新しいワクチンの効果、抗体がどれくらいつくとか、そういった情報やわかりやすい内容での周知が重要だと考えております。ワクチン接種の円滑な実施に郡の医師会にご協力をいただきながら、現在取り組んでおりますが、住民の皆様にはワクチン接種の検討や、引き続きの感染防止対策の徹底をしっかりとお願いしてまいります。第7波を抑えつつ、第8波が起きないためにも住民の皆様のご理解と町と医師会など関係機関と連携をして、ワクチン接種の円滑な推進に取り組んでまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 4 年度世羅町一般会計補正予算 (第 5 号) は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、日程第 10 議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「8 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「8 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会委員長 (山田睦浩) はい、議長。

○議長 (米重典子) 決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長 (山田睦浩) 令和 4 年 9 月 21 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

決算審査特別委員会  
委員長 山田 睦浩

#### 決算審査特別委員会審査報告

9 月 7 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 42 号から議案第 49 号までの 8 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和 4 年 9 月 7 日 (水) 17 時 10 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、(米重議長)

(欠席 矢山 武)

#### 4 審査事案

(1) 委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。

互選結果は、委員長 山田睦浩、副委員長 徳光義昭

(2) 決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。(要求項目 27項目)

#### 【開会中の審査】

1 開会日 令和4年9月14日(水)、15日(木)

2 開会場所 世羅町議会議場

3 出席委員 山田睦浩、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、久保正道、  
(米重議長)

4 説明員 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・  
企画係長・デジタル推進係長・地域支援係長・税務課長・  
町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・  
産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・  
せらにし支所長  
教育長・学校教育課長・社会教育課長  
議選監査委員

#### 5 審査事案

(1) 議案第42号 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

(2) 議案第43号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

(3) 議案第44号 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決  
算認定について

(4) 議案第45号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

(5) 議案第46号 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

(6) 議案第47号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について

(7) 議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について

(8) 議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

## 6 審査概要

本委員会に付託された議案第 42 号から議案第 49 号までの 8 件の議案に関し、当委員会を 9 月 14 日・15 日の 2 日間開会し、質疑を中心として審査を行った。

(1) 9 月 14 日 (水) 午前 9 時～

令和 3 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたか等を審査の視点に置き、提出された令和 3 年度歳入歳出決算の「町長の概要説明 (提案理由の説明)」及び「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行った。

つぎに、一般会計歳入全般についての質疑を行い、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑を行った。

(2) 9 月 15 日 (木) 午前 9 時～

9 月 14 日に続き、一般会計歳出の労働費から予備費までの質疑を行い、その後、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の 5 会計について、一括して質疑を行った。

続いて、公営企業会計の上水道事業会計及び公共下水道事業会計の 2 会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、歳入歳出予算の適正な管理、令和 2 年度の事業者の撤退に伴う指定管理料の返還、収入未済額の収納に向けた適正な事務処理、税金及び使用料等の不納欠損にならない取組の推進並びに、財政運営の現

状と今後の見通し等に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策、生活・経済支援への町の適正な支援のあり方、監査委員からの指摘事項への対応、町の財政健全化の取組とコロナ禍の商工事業者への支援策のあり方、トップのぶれない方針並びに職員の研鑽及び人材育成に関する質疑がされた。

その後、本委員会に付託された8会計の決算について、委員会としての採決を行った。

## 7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、採決を行った。また、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定した。

議案第42号 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第43号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第44号 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第45号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第46号 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成全員)

議案第47号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成全員)

議案第48号 令和3年度世羅町上水道事業会計決算認定について

認定すべきもの(賛成全員)

議案第49号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

令和3年度決算審査附帯意見

(1) 歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。

(2) 令和2年度からの「せら香遊ランド（前指定管理者）」に関する指摘事項は、すみやかに対処されたい。

(3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。

以上で、決算審査特別委員会ので審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それではそれぞれの決算認定議案の採決にあたりまして一般会計、それと合わせ特別会計3会計と公共下水道企業会計の問題点等指摘をして決算認定に反対の討論を行います。

コロナについては過去最多の第7波が続いております。陽性者は一定に減少をしておりますが、これで安心できるという状況にはないところであります。一定の期間が経過をすると陽性者が増加をするのではないかという心配があるところであり、長いコロナ禍によって経済に対する影響、特に打撃が大きい。併せて外国の紛争等によってたいへん物価が上がったり、燃料が高騰しているという状況の中で、陽性者についても自宅療養の方が非常に多い状況が続いておるところであります。

町民の暮らしについてはマクロ経済スライドによって物価は上がっても年金は下がるという状況の中で医療費が増えればそれに伴う国保税や、あるいは後期高齢者医療保険料、介護保険料などは改定ごとにサービス増によって負担が増えるという状況になっておるところであります。こうした状況の中でなかなか

かウクライナの情勢も解決をみないようでありますし、厳しい暮らしは、今後も更に厳しくなろうとしておるところであります。

こうしたなかで町政は町民の暮らし、福祉、命を守る町政が求められておりますが、こうした点から町民の声に応える町政、農業についても2年連続の値下がりの中で、今年も昨年と同じような価格ということで、物価は上がっても米価は上がらないという状況。商工業についても大きな影響を与えているところあります。こうした点について限られた予算であるわけですが、その都度一定の要望をしてきたところあります。非常に全体の影響額を財政で補てんをするということはできませんが、非常に不十分であると思うところあります。

こうしたなかで、食料について申し上げますと、国において自給率の向上と言われておりますが、下がるなかで私は家族農業への支援をもっと強めていくべきであると繰り返し訴えてきました。本町の農政については、基本的に国の構造政策に沿ったそういう農政を推し進めて、規模拡大によって生産費を引き下げるとい方向であります。私は今の農村集落を守り、そして農業が続けられる、こういうためには、経営規模の小さい農家も一定の支援をして頑張ってもらおう。このことが空き家がどんどん増える、農村を守る対応にもつながってまいります。これまでの対応を基本的に大きく変えて農業や地場産業などの支援を強める必要があります。こうした考え方に立って、予算執行、決算をみますと、全く不十分であると言わなくてはなりません。

コロナについても、感染対策など一定の取組みはされておりますが、命と暮らしを守るという点では非常に不十分であり、また昨年度の影響の大きい入浴施設、あるいはごみ収集業者に対する支援等についても、議会の反対によってこれが取りやめになったり、またお年寄りの方に対する75歳以上の方にはわずかですが、約3,000人余りの方への対応についても、提案を議会の反対の意見もあり、これをやめられたところあります。多くの方々がこうした対応に十分ではありませんが期待をされていたのではないかと思います。私はこうした業者の状況、またできるだけ厳しい経営に頑張っておられる方の支援をするという、こういうことが求められておるところあります。そういう点でも地方創生臨時交付金の早期の活用、これによって医療を守る対策、また暮らしを守

る対策、感染防止対策、これらを早期に実施をする必要があります。また国においては経済再生を優先するという一方で、医療についても、全数把握を見直すというなどの方向になっておりますが、これで感染状態をきちんと把握をできるのか心配な点であります。

またこうした対応と併せて各特別会計の保険料、これらについても一定額を一般会計からの繰入を図りながら軽減をし、また特別会計の中には基金も増加をしておる会計もありますので、これらをどんどん増やしていくのではなくて、一定に保険料の軽減に回すべきであります。いよいよ10月から後期高齢者医療保険の負担が、来月から2割に大幅な引き上げがされます。そして直ちに2倍にならないとしても今後大きく負担増が図られて、そのことによって十分な医療が受けられない、こういう心配があります。年金はなかなか増えないという状況の中で、ますますお年寄りの暮らしは厳しい状況になろうとしているところであり、町政が暮らしを守る防波堤として、こうした点では一般会計の基金の積み上げもかなり増えておる状況にあるようですが、一般会計の起債の増加を抑えつつ、基金を増やしていく。こういう町政を今の非常事態、コロナの心配をされる状況の中で、可能な限り町政の財源を考えながら住民要求に応える町政、借金も大きくは減少はしていないとは言え、国において起債の償還、利息等について面倒をみる臨時財政対策債が半分近いという、こういう状況の中で、まちづくりの振興基金の活用等も考えるべきであります。

最後に公共下水については、質疑の中でも申し上げてまいりましたが、今後の収支計画を繰り返し明らかにするよう求めてまいりました。これらがきちんと示されて住民の理解のもとに事業を進めていく必要は私はあると思います。町の考え方をきちんとし、そして関係者、町民の理解を得る。加入の大幅な加入増を頑張るといようなことを繰り返し言われておるわけではありますが、今の高齢化、厳しい経済状況の中では大幅にこれが、接続が増えるということも見込めないわけでありまして、今後、多額の一般会計からの繰入が必要になると思われるところでもあります。まもなく区切りがつこうとしておる公共下水についても、今までどおりの状況では、現在でも上水に対し、2億6000万円、公共下水も2億2000万円の一般会計からの繰入を行っております。これらがどんどん増えるということになると、町の財政運営にも大きな影響を与えるこ

とは明らかであります。

過疎化が進み、上水下水の料金収入が下がるということになれば、これまで多額の投資をした企業会計への繰入が増えることは明らかであります。こうした点でもきちんとした運営、町の方針を明らかにする必要があります。また、審査のなかで監査委員の指摘等についても、早期に解決を図る必要があるということをお願いして、いくつかの点を指摘をして住民の理解を得る町政を求めまして、決算認定にあたって反対討論を終わります。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第42号 令和3年度世羅町一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

なぜゆえに反対するのか。コロナ禍で仕方がなかったのではないか。財政上の決算は改善しているのではないか。こんななかでの私の意見であります。

決算審査資料に目をやりながら、日頃の予算の執行の仕方や、短絡的な予算提案を目にするとき、町民の幸福度や満足度に配慮した事業執行や事業執行の工夫があってもしかるべきではないか。このように考えた次第であります。決算審査の総括質疑で申し上げましたが、前例踏襲、国からの指示、他市町の模倣、こういうものでは、自治体間の競争には勝てないわけであります。とりわけ、監査における監査の意見には、監査委員が目にも余る執行のやり方や、執行機関への取組みの努力を促す意見が述べられております。このことを重く受け止める必要があります。

同じような見方を持つ者として、一般質問や委員会でのさまざまなご提案も含め意見を述べさせていただいております。そこで、監査意見と繰り返になりますが、普通会計における収入の内、本来収入すべき収入未済額となった額が7900万円余と多額なこと。また不用額については6億3100万円余と大きな額が不用額として計上されています。それぞれ理由があるわけでございま

すが、不用額は発生した時点で予算減額が図られるべきであります。特に額の判断には慎重を期す必要があります。財源の有効活用が図られるべきと考えます。このことは同じように総括質疑でも申し上げたように、財源の確保をしても不用額になっては町民の幸福度や満足度にはつながらないわけであります。町を取り巻く状況は引き続き厳しい状況となっております。限られた経営資源を効率的に、かつ効果的に活用した財政運営を行わなければなりません。不透明感は増しており、真剣な財政運営が求められております。人口減少、高齢化社会も一段と迫っております。町を存続させるためには歳入の確保はもとより、歳出の目的が町民の福祉の向上と、町の発展につながらなければなりません。

監査意見に耳を傾け、事務事業執行に苦言を呈し、町民のための予算執行を強く期待しております。これらへの意見を込めまして一議員としてこの決算認定には執行部の更なる奮起を求めて反対の意見を述べさせていただきました。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について に対す

る委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 25 分といたします。

.....

休 憩 10 時 08 分

再 開 10 時 25 分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 11 陳情第 4 号 「上安田地区 町道の早期改良について」

から 日程第 13 陳情第 6 号 「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書」 までの 3 件 を「一括議題」とします。

日程第 11 から 日程第 13 までの 3 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 6 号について、の報告を求めます。

陳情第 6 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4 番（矢山 武） それでは総務常任委員会の審査報告を行います。

令和 4 年 9 月 21 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

#### 総務文教常任委員会審査報告

9 月 5 日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

1 開会日時 令和 4 年 9 月 9 日（金） 午前 9 時 00 分開議

2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩 （米重議長）

#### 4 審査事項と結果

（1）陳情第 6 号 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書

陳情提出者 世羅町大字小世良

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会） 会長 盛次信晴

陳情の趣旨 国の制度として障害者医療費無料制度の創設を求めるとともに、

重度心身障害者医療費助成制度での現物給付に対するペナルティ全廃と当面、自治体による制度実施に対する国の財政支援の実施を求める内容を政府に対して意見書として提出してほしいという要望。

審査の経過 「重度心身障害者医療制度だけでなく、様々な福祉制度に関しては、税制も含めた多角的な観点から、サービスと負担のあり方について、国民的議論のもとで政策形成がなされるよう、今後も要望していく」という町の考え方について説明を受けた。

委員の議論 委員からは、「福祉医療制度については安心して暮らせる生活の最重要なセーフティネットである」「福祉は重要なことだと思うので、国にも前向きに取り組んでいただきたい」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第6号 「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求め

ます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第6号 「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出に関する陳情書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第4号、陳情第5号について報告を求めます。

陳情第4号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会  
委員長 藤井 照憲

#### 産業建設常任委員会審査報告

9月5日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和4年9月12日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、  
米重典子
- 4 審査事項と結果

(1) 陳情第4号 上安田地区 町道の早期改良について

陳情提出者 世羅町大字安田

上安田振興区 区長 風呂迫 聖吾

世羅町大字安田

道路建設委員会 会長 矢山 武

陳情の趣旨 町道宝谷線及びその支線の町道福常線未改良部分と町道半造沖 1 号線は、上安田地区民の生活道として利用頻度が高いが、幅員が狭隘で見通しが悪いため、道路改良工事の早期着工を求めているという要望

審査の経過 審査にあたり、現地確認を行った。要望ある区間を徒歩又は主要なポイントは下車し、改良事業要望の確認をした。また、執行部から当該路線の改良要望について、これまでの経緯等の説明を受けた。

委員の議論 委員の議論においては、「町道宝谷線の事業費はいくらか。」の問いに、「具体的な事業費は、設計しないとわからない。」との説明があった。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。  
（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 5 号について、報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 改めてご説明いたします。

（2）陳情第 5 号 悪臭公害解消に関する嘆願書

陳情提出者 世羅町大字宇津戸

下仮屋公害対策委員会 会長 山口 弘

世羅町大字宇津戸

宇津戸自治会 会長 久保辰昭

陳情の趣旨 宇津戸地区における長期的な悪臭公害を解消するため、関係業者に公害発生諸施設を早急に改善させ、改善計画の

確実な実施による悪臭の解消を求めるという要望。

審査の経過 嘆願書中の大洋ポーク(株)社長の「令和6年6月24日までに東部養豚組合の糞尿の悪臭を無くします。」という発言の確認を行った外、町は、臭気が落ちない原因を分析するため、焼却炉の停止を指導するなど、臭気指数15を切るのではなく、10未満を見据えて適切な指導と効果的な対策に取り組むとの説明を受けた。

委員の議論 委員の議論において嘆願書は、「臭気は一向に落ちない。勧告・命令・指導をやってくれとなると思う。」「臭気を限りなくゼロにして欲しいと思うが、元から出さないという方向にシフトしないといけない。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決した。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号 「上安田地区 町道の早期改良について」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 「上安田地区 町道の早期改良について」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求め

ます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、陳情第4号 「上安田地区 町道の早期改良について」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第5号 「悪臭公害解消に関する嘆願書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 「悪臭公害解消に関する嘆願書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第5号 「悪臭公害解消に関する嘆願書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第14 発委第2号 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお意見書については、事務局から朗読させます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 先程採択をいただきました重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書を提出いたします。

発委第2号

重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣とする。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会  
委員長 矢山 武

(提案の理由)

新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の拡充の重要性が明らかになっている。とりわけ障害者にとっては「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍にあって、その切実さが増したといえる。

このことから、医療提供体制の確立と医療関係法、制度の改正を求める必要があるため、重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書を提出することについて議会の議決を求める。

○事務局長（黒木康範） 裏面をご覧ください。

重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書

「健康に生きたい」という願いは国民の共通した願いである。日本国憲法は第25条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、生きる上で医療は、国民が等しく受けられるべき基本的権利の一つとして位置付けている。障害者は、一般的に病気にかかりやすく、治りにくいという特徴を持っている。また、慢性疾患などによる内部障害者にとっては、障害を悪化させないために生涯にわたり医療を必要としている。誰もが、どこにいても、安心して医療を受けられるようにすることは障害者の切実な願いになっている。

現在障害者の医療制度をめぐるっては、国の障害者総合支援法に基づく自立支

援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）が実施されているが、それらは「障害の軽減」を目的とし、目に見えて確実に効果が上がる治療にしか適用されず、風邪等の感染症や歯科治療、事故によるけがなど、「障害」と直接に起因していない治療には適用されていない。

こうした国の制度を補い、自治体独自の財源によって実施されているのが重度心身障害者医療費助成制度であり、障害者のいのちと健康を守る上でなくてはならない制度として、全ての自治体で実施している。

しかし、この制度は自治体独自施策ゆえに、それぞれの自治体の財政事情などによって、自己負担の有無、対象範囲や年齢などに大きな地域格差がうまれている。とりわけ、「自己負担」については、年々、自己負担導入自治体が増加しており、しかも住民税非課税世帯であっても課税世帯と同額の負担を求める自治体も増加している。この背景の一つに、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとして、国のペナルティ制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）があることはいうまでもない。

障害者にとっては、自己負担があるがゆえに受診を抑制し、その結果症状を重度化・重症化させ、かかる費用を大きくさせている。むしろ、窓口無料化による早期治療が医療費の軽減につながることは間違いない。

私たちは、障害者のいのちと健康を守るために、国に対し以下の事項の実現を強く要望する。

#### 記

- 1 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病などを含むすべての障害者を対象にするとともに、通院・入院にも適用すること。
- 2 重度心身障害者医療費助成制度に対するペナルティ制度を全廃すること。
- 3 当面、自治体を実施する重度心身障害者医療費助成制度に対し、国の財政支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月21日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第2号 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書提出については 原案のとおり可決されました。

日程第15 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(矢山 武) 総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会  
委員長 矢山 武

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【閉会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年7月27日(水) 午前10時55分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩(米重議長)
- 4 調査項目及び内容

##### (1) 令和4年度行政視察について

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、高知県梶原町と四万十町への視察を延期することにした。9月の第3回定例会開会中の委員会において、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や視察先との協議状況を踏まえて実施する方向で準備することとした。

#### 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年9月9日(金) 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、  
山田睦浩(米重議長)
- 4 説明員 町長、副町長、企画課長、子育て支援課長、健康保険課長、  
福祉課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

##### (1) 現地調査

###### ア 社会福祉法人世羅町社会福祉協議会

###### (ア) 町からの委託事業の現状と課題

前原会長より委託事業について説明を受け、委員より質問が出され、各担当者から説明を受けた。

コロナ禍の中で、介護サービスの難しさ、また職員の感染も出て対応に追われる状況だった。多くの事業に取り組みされており、それぞれの事業について課題を聞いた。

認知症予防事業の取組では、拒否感がある人への対応やアルコール性認知症への対応など、難しい例もあるため、福祉課と協力し対応してい

る。

お年寄りの方へのお手伝いを近所の人でできる方法が必要であり、社協として対応されてはいるが、シルバー人材センターでは難しい場合があり、支援が必要になっている。社協の仕事が増え、事務所が狭く、会議室を利用しており、対応が求められる。

民生委員の対応と同じでなくて、相談者の理解を得て高齢者宅への訪問は、十分な連携を図るべきと思われる。

## イ にしおた保育所

### (ア) 医療的ケア児に関する受入れ体制の現状と課題

現状を聞き委員より質問をした。「医師としっかり協議し、緊急事態への対応が必要ではないか。」との問いに、「現在は11時まで週3日であるが、11月からは火木金の9時から12時までを予定している。かかりつけ医と連携し、緊急時には消防署への連絡で病院へ行ける体制をとっている。」との説明を受けた。また、子育て支援課から給食の状況について、「未満児12人と保育士4人分の給食とおやつ32人分を作っており、3歳以上の給食は、いお保育所で調理して運んでいる。」との説明があった。

### (2) 令和4年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

世羅小学校ナイター照明設置LED設備工事に関しては、世羅小学校屋外運動場の夜間照明の全LED化が完了となる。今後の照明設備の整備は利用率を参考に財源確保も図りながら進めたい。また、交換した水銀灯等は他の照明設備の代替品として活用する。昨年度の大田庄歴史資料館のリニューアル工事では、1階の空調を整備した。今回の2階の空調設備改修工事により、2階の企画展示室、ロビーと学習室の空調を取り換える。

### (3) 重度心身障害者医療費助成制度について

#### ア 重度心身障害者医療費助成制度の現状と課題について

この制度の対象者は、身体障害者手帳の1～3級の所持者、療育手帳の㊤、A、㊦の所持者又は、精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証のどちらも所持している方が対象であり、一部を除き所得制限を設

けている。世羅町の受給者数及び医療費、助成費の状況は、受給者（令和3年8月1日現在）480人であり、医療費のうち町負担分は令和3年度49,725,102円、一人当たり103,594円であり、財源は県2分の1、町2分の1である。世羅町は県内17市町と同様に県の補助基準通りである。受給者の窓口負担は、1医療機関につき1日200円、同一医療機関の場合は、1か月あたり入院14日、通院4日分までである。課題としては国民健康保険において、療養給付費等負担金から地方単独事業である重度心身障害者医療、乳幼児医療の就学前児童を除いた部分、ひとり親家庭等医療に係る医療費分について、一定の率により減額される制度がある。本町では、この減額相当分について翌年度に一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れを行い補填している。

#### イ 陳情第6号に関する執行部の考え方

町としては、国民健康保険制度と福祉医療も含め、町村会等を通じて国からの負担金減額制度を廃止するよう要望を続けている。また、重度心身障害者医療制度だけでなく、様々な福祉制度に関して税制も含めた多角的な観点から、サービスと負担の在り方について、国民的議論のもとで政策形成がなされるよう今後も要望する。

#### (4) 中学校卒業後の進路状況について（過去5年間）

令和3年度の町内の中学校からの世羅高校への進学は44.5%、ここ5年間の進学率を単純平均して48%にとどまっている。各学科別の進学率では、普通科及び生活福祉課はおおむね変わらないが、農業経営科は令和3年度5.9%と大きく減少した。令和4年7月8日の広島県教育委員会の教育委員会会議において、全校生徒数が減少している県内3校についての今後の県立高等学校の在り方に関わる基本計画に基づく、対応方針等が示されている。これらは、世羅高校においても今後同様な対応が見込まれる可能性もあり、該当する前の対応が必要である。

町としても、小中学校の授業へ講師として世羅高校生を招聘して一緒に学ぶ機会を設けることや教職員研修へ世羅高校の各専門分野の教員を招聘することで、小中学生の学力向上と世羅高校の魅力の相互理解を図る場として、

小中高のキャリア教育を指導したい。また、町内唯一の公立高校なので、様々な形での双方向のメリットを活かした支え、支えられというふうな方向性を今後も継続していきたい。

#### (5) 小・中学校における特別教室の空調設備整備状況について

特別教室のうち、理科室、家庭科室はその使用条件により空調設置が難しい。今年度世羅中学校の音楽教室への新規設置と甲山中学校の音楽教室での故障による交換整備を夏までに完了する計画であったが、半導体不足による品薄、ウクライナ情勢による物価高騰及び新型コロナウイルス感染症に対応した空調設備の整備が必要な関係から、夏季までの整備はできなかった。受注業者との連携により冬季までの整備を目指している。

学校長と教育環境整備の連携を図り、よりよい環境での学びができるようにしたい。

学びに集中するには環境は大事である。理科室は実験等の関係で整備しにくい場合もある。また、普通教室と比べ1週間当たりの活動時間数が少ない傾向はあるが、改めて活動時間を調査したうえで、学校長との連携とともに計画的に進めたい。

#### (6) 中学校部活動における地域移行の取組状況について

国の動向として、スポーツ庁、文化庁からの提言書では、休日における部活動の地域移行を令和5年度から令和7年度の3か年を目途に移行するというものである。また、その後進捗状況を検討して、通常の課業日も移行していく方向性が示されている。町教育委員会としては、今年度中に部活動の地域移行について、どのような関係団体と連携し、どう進めるかを近隣市町とも連携して検討をする必要があると考えており、学校教育課と社会教育課をつなぐ学社融合した形で現状把握を始めている。教員の負担軽減になるとともに大学との連携で、専門家による指導のメリットが大きい。近隣に大学がないなどの制約がある中、町としてこれまでに保健体育の関係を学ぶ近隣大学との連携も検討してきたが、交通費、謝金、保険等のハードルがある。子どもたちの思いも汲みつつ競技を精選して取組む必要がある。

受皿となる社会教育団体の現状として、スポーツ少年団、せらスポーツク

クラブの中での有資格の指導者は 33 名である。クラブチームは競技スポーツの面が強い。また思春期の子どもを指導するうえでメンタル部分を含め指導の難しさがあり、指導者への研修の必要性がある。今まで中学校の部活になかったものへ取組める可能性もあるとともに、運動が得意でない子にとって生涯スポーツという受皿ができる可能性もできると考える。

#### (7) 子宮頸がん（HPV）ワクチン接種について

##### ア キャッチアップ接種の取組状況（接種率）

子宮頸がんワクチンの接種勧奨が取止められていた期間の対象者への通知は、基本的に住所地への通知である。令和 7 年 3 月 31 日までの対象の接種期間であることを改めて周知する取組を検討したい。対象者に大学生が多いことと、一定間隔で 3 回接種が必要なことから、夏、冬、春休みを利用した接種が見込まれ、今後 7 月～9 月の実績が今までよりも増加することを期待している。年度末の声掛けや高校卒業前に学校へ説明に伺う等、今後の周知方法を検討したい。

#### (8) 町立保育所の現状と課題について

##### ア 保育所運営及び管理状況

各保育所の児童数及び職員数は、いお保育所は児童 31 人、職員 18 人、にしおた保育所は、児童 31 人、職員 25 人、せらにし保育所では児童 35 人、職員 21 人である。

##### イ 保育士の労働実態（人数の配置等）

保育所の児童受入れ時間は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間となっている。正規職員は、1 日当たり 7 時間 45 分の勤務時間であり、午前 7 時 30 分からの早朝勤務、午前 8 時 30 分からの通常勤務、午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までの延長勤務がある。開所時間のうち、早朝、延長保育は正規職員 1 名と時間パート職員に各 2 時間来てもらい対応している。調理は、全て会計年度任用職員が現場で調理しており、毎月の献立は子育て支援課の管理栄養士が作成し、各施設へ伝えている。

##### ウ 出生数の状況及び保育施設の将来展望について

人口動態統計の実績及び子育て支援事業計画による推計人口では、平成

27年から平成30年までについては、緩やかな減少であったが、その後令和4年3月まではコロナ禍の影響によるものか年々30人弱から40人強の減少傾向にある。また、15歳から49歳までの女性の減少がみられる。令和4年度8月1日時点で3保育所1分園定員135人に対し、在籍児童97人、私立の認定子ども園3園では定員375人に対し、320人在籍している。平成30年の入所・入園児童合計は517人だったのに対し、令和4年3月末では447人に減少しており、今後3年間の推計では令和5年425人、令和6年377人、令和7年では351人としている。令和4年の出生数は60人を切ることが見込まれ、今後3年間は毎年の出生数が60人程度の状況が続くことが見込まれている。

将来展望としては施設の老朽化がかなり進んでいる状況にある中、保護者のニーズ、子どもたちの状況を大切にしたいうえで、認定子ども園との調整も必要と考える。また、児童数が減少している中で公立私立を通じた町内全体の総和をみながら適正規模を導きだし、検討に入る必要があると認識していると説明があった。

#### (9) 令和3年度住民自治組織（自治センター）の活動実績及び補助金のあり方について

主催行事の実施内容については、交付金の活用の有無に関係なく記載されたものであり、こういった活動を取組まれているかが示されている。交付金については、各年度の実績報告により行事の実施状況及び用途を確認して不要な交付金についてはその年度で精算、返還等している。行事内容は地域により様々であり、行事も人数制限や環境等に工夫して実施されている。自治振興交付金は事業ごとに世帯割・人口割により配分している。また、事業間の流用は認めていない。毎月センター長会議を開き、各自治センターの意見をいただく場を設けているのでしっかり意見交換し、地域自治の振興に努めたい。

#### (10) 令和4年度行政視察について

現状として新型コロナウイルス感染症による新規感染者数は減少傾向であり、委員会としては、10月20日に梶原町にて移住対策と自治活動の取

組について、そして10月21日に四万十町での移住対策について視察を行うこととした。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私もちょっと一部は委員外議員で聞かせていただいたんですが、間抜けたもので、ちょっと何点か、委員長にお伺いいたします。

（6）中学校の部活動における地域の移行の取組み、これについてちょっと詳しくお伺いしたいんですけれども、委員長報告にありますように、休日における部活動、また火曜日ですかね。これは令和5年度から7年度の3か年を目途に移行していくと。下の段のほうにこういったのを学校の今、先生が担われているのかなと思いますけれども、その負担軽減のために、これは学校教育課、社会教育課をつなぐ学社融合という、こういった連携をしながら、最終的にはスポーツ少年団やスポーツクラブの中の有資格を持っている方をお願いをしていこうかなというような感じに令和5年から動かれるのではないかという委員長報告だっただと思いますけれども、こうしたことに謝金であったりだとか、有料、無料、この有志、ボランティアでやったりとか、こういった詳しい内容、こういったものは話に出てきておるのか1点、まずお伺いします。

続きまして、（8）町立保育所の現状と課題とについては、委員長報告受けたとおりでございますけれども、ウの出生数の現状と保育施設の将来展望についてでございますけれども、これは決算委員会においても、出生者に対して、5万円の60名の300万ということで、先般決算終わったところでございまして、非常に1年間に出生される方も少なくなってきていると。委員長報告によれば60人を切ることが、令和4年度の出生数は60人を切ると、更に下回るということが見込まれておると。今後60人程度の状況が続いてくると。こうしたことを鑑みたときに子ども達の状況を把握した上で、認定こども園、こういった調整も必要と考えると委員長報告で委員長申されておりますけれども、その前段のところでは今後の町立保育所、もしくはこの認定こども園の今後の将来

的な考え方というものは委員会の中で話しが出たのか。委員のほうからこれらについて、たとえば認定子ども園が将来的には減ってくるよと。後は町立保育所は3か所今、先般、おおみ分園が閉鎖しましたけれども、将来的にはなくなってくるよと。こういった意見なども出たのか。この2点についてお伺いいたします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 最初の質問については、委員会のなかで特に突っ込んだ議論はしていませんが、これからそれぞれ具体化をされるのかなと受け止めたところです。

2点目は委員から意見が多少は出たかもわかりませんが、こうした状況にあるので、こうした中で、最後頃ですか、検討に入る必要があるというような程度で、言われるようなね、議論はしていません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 戻るんですけど、もう1点だけお伺いします。私も同行させていただいて委員外で聞かせていただいたんですけども、社会福祉協議会、社協のほうへたぶん出向いて意見聞かせていただいたなかで、委員長報告にあります社協の仕事が増え、事務所が狭く、会議室を利用しておりというような2枚目のところ、2ページ一番上にあります。この社会福祉協議会の前原会長さん、及び副会長さん、事務局長さんいらっしゃったと思ひまして、委員会のほうではそれぞれの事業についての課題、これを聞かれてたと思ひます。私もその分は聞かせていただきました。戻りましてからの調査はちょっとわかりませんが、このなかで前原会長さん、また副会長さん、事務局長さんがそれ以外の課題のことについて述べられていたと思ひます。たとえば今の社協の中では、自治センターと競合しているために会議室が足りないんだと。新たに何とかしてくれと。町からはこういったことを聞いておるけど、予算的なものか、人間的なものかわからないけど、非情に苦慮しているというようなことをたぶん、お三方皆様申されたように思ひますけど、委員会としてそ

ういった話はなされたのかお伺いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 特にこの問題について、意見交換をしたということはないんですが、状況を聞かせていただいて、わからない点等について質問をしたという程度で、結構時間が経過したものですから、具体的な議論はあまりしておりません。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第16 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会行政視察報告から始めさせていただきます。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

#### 産業建設常任委員会行政視察調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【閉会中の行政視察調査】

1 視察日時 令和4年7月5日（火）～7月6日（水）

2 視察場所 （1）徳島県神山町

## (2) 徳島県美馬市

3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、  
米重典子

4 視察項目 (1) 徳島県神山町のサテライトオフィスについて

(2) 徳島県美馬市のうだつの町並み保存について

5 調査内容及び結果

(1) 徳島県神山町(7月5日(火)13時30分～)

神山町は、徳島市内から車で40～50分、徳島阿波おどり空港から1時間のところに位置する中山間部の町で、人口は5,000人、面積は173k㎡、高齢化率は46%に達する過疎地である。スタチの生産量は日本一と聞く。徳島の山の中の町に高速ブロードバンド網が整備され、サテライトオフィスを開設する企業やデザイナー、お店を開く人、起業する人、農業を営む人など、様々な人が移住している。

なぜ神山町に注目のIT企業のサテライトオフィスが集まるのか？先進地のサテライトオフィス誘致の取組を視察調査し、誘致に必要な取組を支援しようとするものである。

世羅町では、光回線が全域整備され、CATV(ケーブルテレビ)の外にインターネットも利用できる高速データ通信ができるブロードバンドが整ってきた。また、今年度の当初予算には、「お試しサテライトオフィス」を整備し、まずは、緑豊かな世羅高原の魅力を満喫してもらい、将来は本格的なサテライトオフィスの誘致に繋げようとしている。

ア サテライトオフィス事業の概要

サテライトオフィスの視察には、神山町が事業委託している「NPO法人グリーンバレー」を通じて、視察コース等により定められた料金を人数分必要とする。NPO法人グリーンバレーは、町内全域に敷設されている「高速ブロードバンド環境」を活用し、「人」に焦点を当てた魅力的な人材誘致や、集落内の古民家や遊休施設を首都圏のICT企業などに貸し出す「サテライトオフィス」の誘致を推進している。進出企業に対する古民家への受入、社員の生活面まで全面的に支援することにより、多数のICT企業などのサテライトオフィス誘致に成功し、16社が誘致しており社会増は27名となっている。

講師をされた隅田 徹（すみだ てつ）さんは、メディア事業としては「㈱えんがわ(本社：神山)、㈱プラットイーズ(本社：東京)、㈱プラットフォーム(本社：東京)」3社の社長などの取締役をされグループ社員約120名、宿泊業としては㈱神山神領(本社：神山)及び地域再開発事業として㈱つぎと(本社：大阪)の取締役の肩書を持たれている。

神山町での取組は、2013年に東京の高層マンションから祖父母のふる里が四国でもあり、徳島県神山町のポツンと一軒家に移住。基本は商売人で、規模や利益率より長く続く商売を目指されている。キャッチフレーズは、「鈍くなれ」でリスクにとらわれ過ぎを言われた。純民間投資が増えることによって「格差が縮小」し、継続的な地域経済の発展が期待できるとされた。スタチの生産が日本一だが、付加価値を上げることが重要で、一次産業よりサービス産業が優位で、6次産業化には大きな将来はないとされた。人口増には、教育プロジェクトが効果を上げ、多くの人が複数のグループに参加することや、無理に一本化しない。寛容な地域性、民間主導、ネットインフラ、地域活動など、共同作業が当たり前とも言われた。

イ なぜサテライトオフィス？

サテライトオフィスの誘致環境は作っているが、誘致はしていない。好きな場所に住めたらいいので、場所を選べるようにしている。2013年ごろから「仕事に自分の暮らしを合わす」から「自分の暮らしに仕事を合わす」という働き方の大きな変化が生まれている。なぜ田舎？東京のオフィスとなるべく違った環境を求めており、物流が無いので「光ファイバ網」さえあれば、交通の利便性は問わない。なぜサテライトオフィスをつくるのか？最初はあくまでも自分たちのために始めるが、「やってみると面白い」本来事業は地域を目的にしているが、地域がとてもいい目的になり、目的の可視化が見えてくる。神山町へICT企業が集まる理由かもしれない。

ウ 持続的なまちづくり～続く経営、定着する事業とは何か～

ミクロ的には、固定資産や固定費の低減と売上や財源の多元化が重要で、規模的スケール企業よりも時間的にスケールする、つまり潰れない企業が求められる。マクロ的には、人を巻き込み継承されていくこと、企業ではなく事業が続いていくことが大切である。小さな町には成長するビジネスより、地域でい

ろいろな人を巻き込みながら長く続く事業が良いとされた。

何から始めるのか？固有名詞が載っていない計画は進まない。始めることが一番の障壁で、始めてしまえば進んでいく。現在のプレーヤーが充実した暮らしを楽しんでいれば、誰か熱意のある人がいれば、人は寄ってくる。神山町で取組んでおられる「神山まるごと高専」、「神山コンプレックス」、「あゆハウス」、「食育NPO」、「神山塾」の概要説明を受けて、熱意のある人の存在を強く感じた。これらの事業を進める場合にも、承継は人へのバトンタッチで、企業の視点や承継する側の都合であってはならないと言われた。人により、運営手法や事業構造を変えながら続けていくことが大切である。

エ 自治体ができることは？

町にある種を「ブースト（増幅）すること」、と目的や課題を外から持ってこないこと、外から課題やテーマを持ってくると、事業は当事者不在に陥り、硬直化して手段が目的化してしまうと言われた。あくまでも、自然発生的なものでなくては定着しない。「リードしすぎず、ゆっくりと時間をかけて、その成長を見守っていくこと。」と話された。

また、世羅町の魅力発信には、「日本のランナーに優しい町」を推薦された。

#### 【委員の主な質問】

問) 民間主導のメリットは。

答) 民間だと不公平があっても声を出す人がいない。NPO法人グリーンバレーを町が支援し、民間の感覚で事業が進められる。

問) サテライトオフィスの誘致に必要なことは。

答) 東京の知人+αが大切で、町の出身者（中心）を頼って、サテライトオフィスを誘致しており、「核」になる人物がとても重要である。

問) スダチが日本一だが、世羅町は6次産業の発祥の地である。将来性は。

答) 発展性は少ない。加工販売は地元には縛られない方が良いと思う。

問) リモートの広がり。

答) サテライトオフィスはどこでもできる。人間関係が必要で、交通インフラは不用、事務所ワークこそが田舎に向いている。

などの質問を行った。

## (2) 徳島県美馬市（7月6日（水）9時00分～）

美馬市は、徳島県の西部に位置し、市のほぼ中央を東西に「吉野川」が流れ、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。人口は27,713人（R4年2月1日現在）、面積は約367k㎡総面積の約8割が森林となっている。この地域は、瀬戸内型気候に属し、年間を通じて比較的温暖な気候である。

視察調査では、「うだつの町並み」の再生を通じた観光事業に取り組んでおり、この取組を世羅町の観光事業の推進に役立てたいと実施した。

### ア うだつの町並み再生協議会

重要伝統的建造物群保存地区の「うだつの町並み」再生に取り組む「地元住民」と、移住創業の促進やサテライトオフィス誘致による「新たな人材」とが力を合わせ、うだつの町並み周辺で増加している空き家・空き店舗を有効活用して、人口の減少に歯止めをかけると共に、「滞在型」観光地への転換を実現させるため、「うだつの町並み再生協議会」を設置。これにより、課題の共有と行政施策の説明・提言の場として活用を進められた。

また、平成30年度には、地方創生推進交付金事業により、不動産開発やエリアマネジメントを行う運営組織を立上げ、専門人材の派遣及び当該事業者の運営支援業務を行う「ビークル」（㈱MIMAチャレンジ）を設立した。これにより、古民家の空き家を借受け若しくは買い取って、宿泊施設や飲食店、小売店などへのリノベーションを行い、この「うだつの町並み」で事業を行いたい個人・企業に貸付する仕組みを構築されている。

### イ 地域経済循環創造事業 ローカル10000プロジェクト

「ビークル」（㈱MIMAチャレンジ）の目的を促進する「うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業」として、観光消費が少ない、地域資源が活かされていない、若年層の地元離れなどの課題解決を図るため、美馬市の立上げ支援及び地元銀行からの事業継続支援により、通過型観光から滞在型観光へ、また地域活性化の起爆剤として事業を進め、地域への貢献に努めている。

### ウ 新たな観光プロモーション

企業版ふるさと納税を活用した「ドラマ」ロケ誘致による観光プロモーション

ン計画の推進。自治体のメリットは、自主財源の負担軽減、申請の容易さ、寄付企業との関係性の構築を挙げている。一方、企業側のメリットは寄付額の最大9割が税軽減、SDGs等のPRができる。寄付先の自治体との関係性の構築を挙げている。これにより、唯一無二の観光プロモーションとして、映画やドラマのロケを誘致することとしている。

#### エ うだつの町並み実地調査

うだつの町並みを歩きながら、ボランティアによる観光案内を受けた。ボランティアガイドは、平成8年5月に「うだつの町並みボランティアガイド連絡会」が設立され、令和3年度実績で、ガイド派遣数102人、案内客数1,546人、学校等受入数19団体となっている。

町並みでは、「うだつ」の意味やうだつの時代の変化、また、再生された古民家の活用などにより、うだつの町並みを訪れる年齢層が若くなり、女性が増えてきており、町並みの活性化にもつながっているとの説明を受けた。

世羅町は、今高野山開基1200年を迎え、実行委員会による事業が進められているが、世羅町の課題は、美馬市の課題と共通しており、課題解決への取組が待ったなしであると強く感じた視察であった。

以上、産業建設常任委員会の行政視察調査報告といたします。

続いて、産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

#### 産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和4年9月12日（月） 午前9時00分開議

- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、  
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、  
建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

陳情第4号に関する現地調査を行い、要望箇所の現状を確認した。

(2) 農産物の状況について

広島県農業共済組合府中出張所から聞き取りをした資料を基に説明があった。渇水で田植ができなかったものが4か所29a、風水害が13か所138.9a、獣害によるものが19か所270aの被害があった旨の説明があった。

委員から、「共済組合からの資料だが、氷山の一角としか思えない。実態を把握する必要がある。」との意見に、「実態はもう少し被害が大きいという感じがする。町として調査は難しい。」との説明があった。

(3) 畜産農家への支援について

(ア) 経営者数は、甲山地区（個人24戸、5法人）、世羅地区（個人5戸、10法人）、世羅西地区（個人9戸、5法人）である。

(イ) 家畜の肥育頭数では、乳用牛（個人4戸・118頭、3法人・1,917頭）、肉用牛（個人13戸・506頭、7法人・2,290頭）、豚（2法人・18,627頭）、採卵鶏（個人17戸・331羽、7法人・1,419,889羽）、肉養鶏（個人1戸・56,293羽、1法人・33,811羽）、その他の家畜（個人5戸・46頭、1法人・5頭）である。

(4) ため池調査について

ため池改修工事の実施は、平成30年度に1件、令和3年度に3件である。対応方針は、県が防災重点ため池を対象に、令和3～5年度までの計画で安全性に関する詳細診断を実施しており、この結果を踏まえて防災工事（改修や廃止）の必要性を判断する。

県の詳細診断の実施状況は、町内の防災重点ため池は 260 か所あり、令和 3 年度の調査箇所は 78 か所、その内健全度が低いため池は 38 か所、令和 4 年度は 89 か所の調査を実施中、令和 5 年度は 93 か所を予定している。

(5) 令和 4 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約及び進捗状況について  
発注工事及び発注予定一覧により、建設課 23 件、産業振興課 7 件、上下水道課 8 件、商工観光課 2 件の調査を行った。

(6) 公共下水道事業について

(ア) 加入状況及び施設整備計画の進捗状況

公共下水道事業の認可計画面積は 107.7ha、整備面積は 96.81ha で整備率は 89.88% となっている。令和 3 年度は、世帯数 740 件の公共枡設置を行っている。それに対して接続件数は 345 件で、供用開始区域の人口は 1,640 人。対する接続人数は 886 人で、設置している枡からの加入率は 47% となっている。

(イ) 計画区域外の接続条件

接続条件はない旨の説明があった。

委員から、「世羅中央病院のところまでの計画区間だが、給食センターの計画が浮上しているなど、今後の考えはどうか。」の問いに、「令和 5 年までを計画期間として、現在の認可区域を整備する考えである。」、また、「世羅中央病院の外、新たな施設が入った場合、日量 1,000 トンの処理能力を拡大する考えは。」との問いに、「令和 5 年度までの面工事を浄化センターの処理能力と将来性を踏まえた上で、ちょうどいい形としている。現在の整備を先ずは一区切りとし、その後、町としての望ましい下水処理のあり方を検討する必要がある。」との説明があった。

(7) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

(ア) 臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況

臭気指数の状況は、前回の委員会での調査後の状況は、6 月 2 日の測定では全ての測定箇所が 15 を超えていた。次の 7 月 7 日の測定ではプライフーズ(株)甲山農場第 2 地点以外は 15 以上であった。8 月 3 日の測定ではプライフーズ(株)甲山農場第 2 地点以外は同様に 15 以上であった。

改善計画の進捗状況では、東部養豚組合第3牧場の離乳舎1号～4号の細霧化工事は進捗率10%、東部養豚組合第4牧場の石田式発酵槽移設工事は10月以降に着手、肥育舎5号解体工事は進捗率10%、出荷係留所建設工事は10月以降に着手、種豚舎1号・2号細霧化工事は進捗率70%、肥育舎6号細霧化工事は進捗率20%、分娩舎2号細霧化工事は進捗率40%である。この外、プライフーズ(株)甲山農場では、臭いの下である焼却炉の使用廃止及び、鶏糞量の減少や年間生産羽数の縮小を指導している。

委員から、「プライフーズ(株)の焼却炉の停止後、第2地点の臭気が15を下回っているが、焼却炉の効果か。」との問いに、「糞を燃やすときに強い臭いを発するので、発生源を止めるため指導してきた。」、また、「令和4年度観測値の75%が基準値15を超えており、改善されているとは思えない、むしろ悪くなっている。」との問いに、「数値だけを見ると令和3年度より改善しているとは言えない状態である。」との説明があった。

#### (イ) 陳情第5号に関する執行部の考え方

「(農)広島県東部養豚組合から提出の改善計画書の履行確認を行い、臭気測定結果等に基づき指導を行う。公害対策委員会の臭気日報から悪臭公害の状況把握に努める。勧告、命令については、悪臭防止法に基づき適切に行う。」旨の説明があった。

#### (8) せら夢公園に導入予定の Park-PFI(公募設置管理制度)について

県立のみよし公園、びんご運動公園、せら県民公園に係る今後の戦略的な管理運営方針として、県は「ひろしま公園活性化プラン」策定し、多様化するニーズを踏まえた魅力向上や経営的視点からのコスト適正化・収入増への取組などを進めている。

この中で、県立3公園の活性化策として、民間業者から幅広く意見を求めると共に、参入意欲を確認している。

今後の予定は、意見募集の取りまとめ後、10月に公表を予定しており、今年度末までに民間活力導入の可能性について判断をされる予定である。

委員から、「基本的なPFIの内容は。」との問いに、「未整備の第2期部分に民間活力を導入して整備する考えである。」、また、「民間活力導入による相

乗効果を期待する。」との問いに、「町にとって有利に働くように意見を述べ、PFIを追い風にさせて頂きたいと考える。」との説明があった。

#### (9) 指定管理者せら農業公園（せらワイナリー）について

コロナ禍の状況及び今後の見通しについて、ショップの売上は来園者の減少から昨年より780万円余り減少となった。また、青い鳥プロジェクトによる「AO(アオ)」は、広島グッドデザイン賞の奨励賞を受賞するなど、早期完売となった。レストランは、新料理長の採用とメニューの一新及び店舗外販売の開始などで、昨年より約1千万円を上回ることができた。

今後の見通しは、コロナ以降ファミリー層の来園が増加しているため、子ども向けのイベントやサービスを取入れると共に、県民公園、ミニSL及び夢高原市場との連携を強化し、来園者の拡大を図る。ワインの製造では、商品力の向上と新たな製品研究を進める。レストランでは、グランドメニューの更新や付加価値の高いメニュー提供による売り上げ増加を目指し、マリOTTホテル開業を取込む夜営業の復活と利用促進に努めたいと考えている。

#### (10) 6次産業について

##### (ア) 現状、課題及び今後の展望

現状は、世羅高原6次産業ネットワークでは所得の向上を図ると共に、イベントや体験など、交流人口を増やす取組を行っている。課題としては、会員の高齢化や担い手不足と、活動が固定化し停滞気味である。今後は、飲食や宿泊、加工業などの他業種との繋がりを深め、新たな商品やサービス向上による誘客の増加を図る必要がある。

##### (イ) 農家体験民宿の現状

今はコロナ禍のため、大学生のインターンシップ以外の受入は自粛している。

##### (ウ) 世羅ブランドの商品開発

世羅高原6次産業ネットワークブランド部会において事業を進めているが、新しい商品開発の思いはあるものの、踏み込んだ議論は出来ていない状態である。

委員から、「民宿の整備に助成しているのか。どれくらいの稼働率なのか。」との問いに、「町の助成はない。令和2年度以降コロナの影響で大学のインターンシップでないと受入れが難しい所である。」、また、「6次産業の世羅ブランド商品開発に関する事が商工観光課に変わった。産業振興課とのかかわりは。」との問いに、「6次産業の主管課が果たす役割の組織再編を行った。生産加工販売を一元的にやっていく上で、それぞれの産業をつなぐために商工観光課が担うこととしている。」との説明があった。

(11) 指定管理施設せら香遊ランドの令和2年度分指定管理委託料の返還について

委託料返還の見通しについては、令和2年11月16日前指定管理者へ指定管理料の返還命令書を送付、同年11月27日前指定管理者代理人から返還できない旨の通知、令和4年4月18日世羅町代理人から前指定管理者代理人へ督促状の送付、以後世羅町代理人と協議を重ねている。旨の説明があった。

委員から、「前指定管理者から示されている返せない理由と返還請求金額について」との問いに、「今後の交渉に影響があるので報告できない。」、また、「双方が代理人を立てて交渉しているが、法的に返還請求の裁判をするべきではないか。」との問いに、「返還金は令和5年度の当初予算に措置し、返還を受けていきたいと思っている。」との説明があった。

以上で、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第17 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会  
委員長 山田 睦浩

### 議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

#### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年6月13日（月） 午前10時50分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）
- 4 調査事項

##### （1）議会報告会の中間とりまとめについて

6月4日及び11日に7自治センターで開催した議会報告会・意見交換会で行われた意見について整理を行い、次回委員会で確認することとした。

##### （2）世羅町議会基本条例21条にかかる評価について

評価シートを用いて基本条例の条文に関する取組内容について各議員で評価したものを6月27日に提出することを確認した。

#### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年7月8日（金） 午前9時00分開議
- 2 場 所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、

久保正道、(米重議長)

#### 4 調査事項

##### (1) 議会報告会・意見交換会のまとめについて

13自治センターで出された意見について、担当課へ対応や考え方を確認した後にこれまでの議会報告会同様に各自治センターに送付することとした。

#### 【閉会中の調査】

1 開会日時 令和4年7月27日(水)午前9時55分開議

2 場 所 世羅町議会 議場

3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、(米重議長)

#### 4 調査事項

##### (1) 議会報告会・意見交換会のまとめについて

7月8日開会の委員会で確認した「まとめ」について、回答が必要な事項については確認・整理を行った内容を委員全員で最終確認を行った。確認した内容にて13自治センターに送付することに決定した。

#### 【開会中の調査】

1 開会日時 令和4年9月13日(火)午前10時55分開議

2 場 所 世羅町議会 議場

3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、  
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、(米重議長)

#### 4 調査事項

##### (1) 議会基本条例の評価・検証について

基本条例第21条による「議会は、この条例の目的が達成されているかを必要に応じて検討し、適切な措置を講ずるものとする。」との規定により、

「C：今後努力を要する」評価の多かった事項について、今後の取組内容などについて協議を行い、その内容を取りまとめ、12月定例会において全委員で確認することとした。

- (2) 12月定例会開会中の本委員会での人権研修について  
ヤングケアラーに関する研修をすることで決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第18 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。  
の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会  
委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年9月13日（火） 午前10時19分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、  
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、  
久保正道、（米重議長）
- 4 説明員 副町長、企画課長

## 5 調査事項

### (1) 旧情報通信設備撤去工事の計画について

8月10日当該工事の入札を実施、落札者(株)中電工 広島東部支社支社長 久城啓史 落札金額 323,440,700円(税込)9月初旬から引込み工事に関する電柱共架申請に着手し、9月下旬より自営柱の撤去及び移設に着手。

不足していた機器D-ONUが早ければ10月中に供給できる見込みがあり10月上旬から引込・宅内工事に着手する予定。

10月中旬以降から伝送路設備の撤去工事に着手する一方で、宅内引込み工事を3エリアで対応する。各エリア2班の計6班で720件の引込み、それ以降の2か月間を各エリア1班の計3班で480件、合計1200件を完了する計画としているとの説明を受けた。

委員からは、加入者がかなり増加してはいる。しかし、町民の一番の願いは、テレビ視聴料金が安価になることである。今後少しでも料金が安くなるよう三原テレビ(株)と協議をしていただきたいなどの意見が出された。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長(米重典子) 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第19 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長(上羽場幸男) デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和4年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会  
委員長 上羽場 幸男

## デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

### 【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和 4 年 7 月 27 日（水） 午前 10 時 35 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）
- 4 調査事項

#### （1）タブレット端末導入について

6 月定例会の説明以降に、法人・自治体への納品確約が困難な状況が見受けられ、また、製品値上げによる入札手続の見直しが必要となった。

今後の対応として 9 月定例会に予算増額補正を提出し、入札に向けて準備をしていく方向性を確認した。

### 【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 4 年 9 月 13 日（火） 午前 8 時 57 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長
- 5 調査事項

#### （1）第 2 次長期総合計画後期基本計画及び第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるデジタル化の状況について

##### ア 子育て支援課の取組状況及び課題

（ア）一部の申請様式がホームページ上に掲載されておらず、紙媒体での申請となっている。子育てワンストップサービスも含め、今後電子申請に

向けて研究を深めていく。

- (イ) 電子マネー決済は 24 時間納付が可能となっている。現在、スマホアプリを利用した保育料等の納付率は、令和 3 年度実績で 0.38%である。利用率向上に向けて周知広報を進める。
- (ウ) 令和 3 年 4 月から導入したスマホアプリにより、子育てに関する情報提供を行っている。現在、登録件数は 381 件である。利用者ニーズに合わせたより一層の利便性の向上が必要と考えている。予防接種の予診票のデジタル化、接種記録のデジタル化などのサービス内容の拡充を検討する。また、登録者数の増加を図り、家族全員で子供たちを見守れる環境にしたい。更にその繋がりが地域と子育て世帯との関係を深めることにつなげたい。

#### イ 健康保険課の取組状況及び課題

- (ア) 新型コロナワクチン接種のオンライン予約受付は令和 3 年から開始している。オンライン面会など、インターネットを利用したサービス環境が整備されつつある現在、デジタル技術への対応が困難な高齢者などに対しての取組を検討していく。
- (イ) 後期高齢者医療保険料納付におけるキャッシュレス決済を、令和 2 年度から導入している。高額療養費の申請については、1 度だけの申請で済むように、県の事務統一化にあわせ、導入の検討を行っている。
- (ウ) 現在、町内でのオンライン面会は 1 医療機関である。オンライン診療は 1 医療機関で対応されている。オンライン診療については積極的に検討されていないのが現状である。
- (エ) 町内での医療機関におけるマイナンバーカードの利用可能な機関は、医科が 8 機関中 3 機関、歯科が 5 機関中 3 機関、調剤薬局が 6 機関中 3 機関となっている。
- (オ) 事務作業については、まだまだ実態として十分ではないがマイナンバーカードの健康保険証利用が進むことで効率化されると考えている。

#### ウ 福祉課の取組状況及び課題

(ア) 福祉分野における行政手続や申請手続については、多岐にわたり、多くの申請が必要となるために現状ではデジタル化が進んでいない。国の方針として、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、来庁しなくても手続が可能となるよう」全国的に申請書等を統一し、標準化・共通化が進められている。

(イ) 世羅町ホームページ上からの申請ホームに則って申請できるなど、様々な方策を検討するべきと考える。福祉分野の特性上、対面での状況確認などの業務が重要である。その上で、できることから取り組むことを検討する。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回世羅町議会 定例会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 12時07分